

裁判正常化道志会

平成23年11月11日発起会にて

平成27年5月4日例会にて、一部修正

2021年8月会則改正案

- 1・会の名称 **裁判正常化道志会** (ホーム:<http://saiban-seijyouka.com/>)
- 2・事務所(連絡先) 〒270-0234 千葉県野田市日の出町32-13巫気付
電話・FAX 047-115-3001
- 3・目的
 - 1) 裁判の正常化を求める、その道を志し共に集合・活動する
 - 2) 会員個々の訴え・主張を各会員間で検討(例会)しその結果を共有する
 - 3) その結果を全員一丸で対処行動し具体化実現を期す、但し個人の自由意思は尊重する
 - 4) 従って会員は、これら改革意欲を保持し共に改革達成行動を志す者とする→(会員資格)
 - 5) 具体的には、関係機関に陳情・報道機関への公開・個々の案件は担当者への陳情・要請等会員個人としても自由に責任を持ちながら行為する、但しあらかじめ会長に報告する
 - 6) 同時にそれら行為は会員間で活性化支援し協力する、但し個人の事情や意思は尊重する
- 4・例会
 - 1) 各月1回例会する。但し、必要に応じて会長が召集することもある
 - 2) 日時は、第2土曜日 13時半~17半時 (随時相談)
 - 3) 場所 東京都内かまたは、近隣の適所
- 5・同内容
 - (1) 発言提案等によって相互理解と意思疎通を図る場とすると共に会全体を討議する
 - (2) 行動等決定事項は、例会出席者の過半数で決議する、同数の場合は会長判断とする
 - (3) 特に行動事項は、提案者が独立長となって先導し、それへ会員が支援協力する。
会員個人は自由に行為するがその責は負う、目的の4項もこれに準ずる
- 6・会報 月1回発行、A3版表裏 時の主張・会員事情や活動等、自由な応募で構成
尚、会員外の希望者にも事情によって配布することもある
- 7・人事
 - (1) 代表(会長)1名 副代表(副会長)2名(任期は原則1年・追加削除は会員の多数意見)
会長は、外渉時会を代表する、必要に応じて会を招集し会の議長を兼務する。
副会長は、代表不在のとき会を代表代行する。
 - (2) 会員名簿を作成する (但し、氏名と通信事情とし他は個人間です)
- 8・入・退会(強制退会含む)
尚、強制退会は例会内容(2)事項に順ずる、また、死亡は原則自動退会とする
- 9・会費等
 - (1) 会費 年/1,000円、他内外の寄付 払込は通年3月末日迄(年度前納)
 - (2) 会員の経費 会報の作成及び関連費、事務局経費
- 10・諸事項は例会に基づく、賛否同数の場合は会長が判断する、例会(2)項へ重ねる

内規 1・2・内規条項2項別途記載
場外 1) 1項別途記載

[\[先頭へ\]](#)

裁判正常化道志会 〒270-0234 千葉県野田市日の出町32-13巫気付
電話・FAX: 047-115-3001
ホームページ:<http://saiban-seijyouka.com/> Copyright 2021 All Right Reserved.